

令和2年（2020年）7月27日

熊本県新型コロナウイルス対策協議会構成機関・団体の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルについて

このことについて、直近1週間（7月21日から7月27日）で、クラスターを含む10名以上の新規感染者が確認されたことを踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、7月27日からのリスクレベルを「レベル3警報」に引き上げ、対策については下記のとおりとしますのでお知らせします。

貴機関・団体におかれましては、より一層の感染防止対策に取り組んでいただくとともに、貴機関・団体所属の会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく県民の皆様への協力要請
 - ・ 不要不急の県外への外出は自粛すること
 - ・ 特に「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛すること
 - ・ 外出する場合は、マスク着用や手洗い等の感染防止対策を徹底すること
 - ・ 感染防止対策のできていない「特定の飲食店」（「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡）の利用を自粛すること
- 2 特措法第24条第9項に基づく事業者への協力要請
 - ・ 「特定の飲食店」においては、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等による感染防止対策を徹底すること（徹底されない場合は、休業要請を検討）
- 3 特措法第24条第9項に基づく催事等の開催に係る主催者への協力要請
 - ・ 催事等を開催する場合は、感染防止対策を徹底すること
- 4 不特定多数が利用する県有施設の閉館
 - ・ 県有施設の感染防止対策を再度点検し、感染防止対策ができていない施設は閉館すること

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

感染防止対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、主に以下の対策を徹底しています。

1 「三つの密」を避ける

① 密閉空間を避ける

- 定期的に入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、2方向で換気を行う。
- 密閉した部屋は使用しない。

② 密接場面を避ける

- 対面ではなく横並びで座る。
- 人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設ける。または、人と人の間隔（1 m、できれば2 m）を十分に確保する。

③ 密集場所を避ける

- 入場人数や滞在時間の制限。
- 入退出時や集合場所、会計時のレジ等における十分な間隔の確保。

2 その他

- 発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限や従業員の勤務制限。
- 咳エチケット、**こまめな手洗い**、手指消毒の徹底。
- 従業員及び入場者に対するマスクの着用の徹底。
- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置。
- 施設の適切な消毒や清掃。
- ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。
- トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用停止。
- 休憩スペースの利用人数の制限。
- 鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に密閉。回収時は手袋を着用。
- 万が一に備え、利用者の電話番号などの連絡先を把握（個人情報の取扱いに十分注意）。
- 大声での会話が行われないう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整。

熊本県リスクレベル

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付くか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策例
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル2 警戒	県内で①新規感染者が発生かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請 ・不特定多数が利用する県有施設の閉館
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

※ 「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。

※ レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。

※ 各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。

※ 3つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）